

東京大学名誉教授

醍醐 聡先生の講演要旨

日時： 2016年3月5日（土） 13時30分～16時

会場： 奈良県文化会館集会室

主催： NHK問題を考える奈良の会

当日は、A・B両集会室に、〇〇名の定員を上回る超満員のご来場を頂き、最近の高市総務大臣のテレビ局に対する「停波」措置発動の蓋然性発言や、政府・与党によるメディア介入、さらには「公共放送」として民主主義の柱たるべきNHK会長の言動や、直近の報道の現状を憂い、「国策メディア」の再来を心配する人たちの熱心な聴講と賛同を頂いた。

【講師略歴】 1946年兵庫県でお生まれ。京都大学経済学部卒業後、大学院で経済学博士号を取得され、名古屋市立大学・京都大学・東京大学経済学部で教鞭を取られ、1996年東京大学経済学研究科教授。2010年同大学名誉教授に就任。

ご専門は財務会計学。著書は専門書多数。また、「NHKドラマ『坂の上の雲』の歴史認識を問う」（共著：弘文研 2010年）がある。

現在は、「NHKを監視・激励する視聴者コミュニティー」共同代表として、幅広く市民運動を主唱首導されている。

【講演要旨】 ご講演は、次の三件に沿って論述された

- （1）最近のNHKの報道番組の検証→どこが「アベチャンネル」と云われる点なのか？
- （2）NHK、メディアに対する政治権力からの圧力。高市総務相の「停波」発言（外圧）メディア内部での「権力への忖度委縮」（内圧）について。
- （3）圧力にどう立ち向かうのか・・・BPO（放送倫理・番組向上機構）と、放送事業者（組織）自身の問題と職員・労組（個人）の責務。
視聴者の対応としての受信料支払い凍結と、その裁判の意義。

先ず（1）の件について、放送法第1条に定める通り、放送が「健全な民主主義の発達に資するもの」・・・たるためには、次の基準を守らなければならない。

- ①伝えるべき課題を、「自律的」に設定しているか？
- ②独自の視点から調査・取材した報道であるか？
- ③公共的に今伝える価値のある報道か否かを、自ら「取捨選択」しているか？

この視点で、次の 5 件の報道番組・・・「安保法案の衆院特別委員会での審議（7月15日）」、「同法案の参院特別委員会（9月17日）審議報道」、「戦後70年に当たりの安倍総理大臣談話」（8月15日）、「集团的自衛権の閣議決定」、「後方支援活動」の報道・・・について、NHKと民放が行った報道を、実際の報道記録（録画）を駆使して対比して説明され、

NHKは「中立公平」の名のもとに、「ぶら下がり取材」で首相や政権党の言葉をそのまま流し、「独自の調査」や、「突っ込んだ取材」をほとんどしていない。

これに対して、民放（TBS）「報道ステーション」では、「後方支援」の場合、サマワの自衛隊の活動や、アフガンへのPKO派兵で、55人の戦死者を出したドイツ部隊の実際の活動取材し、その苦い教訓から海外派兵は政府の判断だけでなく、議会の厳しい事前同意を必要とするという『議会関与法』と、「軍人もまた、制服を着た市民」として、基本的人権の侵害（例えば、何らの事前通知なく危険地域へ派遣されるなど）が有った場合、その改善を請願しうる『防衛監査委員制度』の設置を行っている事実を、きちっと取材報道している事など、NHK報道がいかに「放送法」の理念から逸脱しているかを、豊富な映像資料を駆使して明示された。

続いて（2）の高市総務相の「停波」発言の検証では、「放送法第4条」は放送に係わる者の使命に基づく、「自律的倫理規定」と解釈しなければ、言論・表現の自由を定めた憲法21条や、「放送法第1条」とも整合しないことは、多くの法学専門家の見解であり、4条の4項目を介入の口実とするのは、政権側の本末転倒の『暴論』と一刀両断された。

また、NHKの「クローズアップ現代」が、2014年5月に放送した番組「追跡 出家詐欺」で、「ヤラセ」があったと・・・して高市総務相が嚴重注意をし、自民党の調査会がNHK幹部を呼び付け事情聴取した事件に対し、2015年11月6日 BPO（放送倫理・番組向上機構）は、「不当な政治介入」との批判と抗議声明を出した。ただ、NHK自体は沈黙している事は、「自主・自律」を旨とする使命に照らして肯けない。

自主・自律した公共放送としてのNHKの「組織としての責務と改革の必要性」と、NHK職員の「良心の告発」や、これを内部権力から守るべき労組の責務についても、ナチの惨禍を教訓として、個人の責任を問う「ヨーロッパの良心」を紹介し強調された。

最後に、「受信料義務化」を巡る動きについて

NHKの受信料徴収率は、現在約70% 未収金額は240億円 内120億円は回収不能。一般の企業なら、会社更生法適用レベルですが、NHKはそうならない不思議な組織だ。自民党は、「支払いの法的義務化」を総務相に提言し、総務省は「検討会」を発足させた。籾井会長は、10月1日 マイナンバーの活用に前向き発言をし始めた。

最近是集金人が、「受信料の支払いは『法的義務』です」と云う紙を配っている。

しかしこれは「恫喝的誤り」であり、1950年公布の「放送法」では、「受信料」はNHKと受信設備設置者の『私的契約』と定め、『義務規定』としなかった経緯につき、1948年6月法案の原段階では、一旦は『法的義務』としながら、その後の審議の結果、「原案では、NHKが特権的・徴税的立場に陥る恐れがある。NHKは、受信料支払いに値する公共放送番組を提供する使命と義務が有る」との認識から、最終的には『契約関係』の形で「放送法」が成立していると云う歴史的事実を改めて強調された。

また、その後1966年3月、1980年3月、2007年3月に、「支払い義務化」を目指す改正案が政権与党から提案されたが、「義務化だけを先行するのは国民の理解を得られな

い」として廃案に追い込まれた。ただ、昨今の動向は油断出来ないとも警告された。

今回の奈良における「受信料不払い裁判」は、NHKが公共放送として義務を果たしていないので支払いを一時停止するという、双務契約における『同時履行の抗弁権』（民法第533条）と云う法的根拠に立ち、真正面からNHKに立ち向かう・・・と云う運動であり、この点画期的である。市民の正義貫徹の闘いの勝利を心から期待したい。

（完）